1ランク上のシニアライフの話

Jan07| Vol85 | 2016

給与収入は可処分所得
源泉徴収票から推定する

キャッシュフロー（CF）表を作成するときに、収入は税引き後の値を使うことが通常です。
給与収入については、税金のほかに社会保険料も控除します。これが、「可処分所得」という概念です。
名前のとおり、自分が自由に使うことができるお金という意味です。
源泉徴収票が手元にあれば、可処分所得を推定することができます。源泉徴収票には、住民税が記載されていません。そこで、住民税を推定することで可処分所得を推定することができます。

支払を受ける者	住所又は居所	東京都世田谷区 XXX	氏名	(フリガナ) (役職名) A

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	9,000,000	6,900,000	2,137,500	535,900

控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）	障害者の数（本人を除く。）	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
有 ○ 従有 従無 老人	160,000	特定 従人 老人 従人 その他 1	特別 その他	1,120,000	97,500		

（適用）住宅借入金等特別控除可能額　円
居住開始年月日

国民年金保険料等の金額	円	介護医療保険料の金額	
配偶者の合計所得	600,000 円	新個人年金保険料の金額	
新生命保険料の金額	円	旧個人年金保険料の金額	120,000
旧生命保険料の金額	90,000 円	旧長期損害保険料の金額	

扶養親族 16歳未満	未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者 特別	本人が障害者 その他	寡婦 一般	寡婦 特別	寡夫	勤労学生
人											

中途就・退職					受給者生年月日						
就職	退職	年	月	日	明	大	昭	平	年	月	
							○		49	5	31

支払者		
	住所（居所）又は所在地	東京都千代田区 XXX
	氏名又は名称	株式会社 M 社　（電話）

可処分所得の推定

9,000,000
- 535,900
- 1,120,000
(6,900,000 - 2,137,500)
×10%
= 6,657,850

可処分所得

ライフプランに関する相談はお気軽に
Barms Corporation Co.,Ltd.
発行元：バームスコーポレーション(有)
神奈川県川崎市宮前区土橋2-2-2-301
tel (044) 854-8480 fax (044) 856-7268
pinfo@barms.jp http://www.barms.jp